

生活衛生関係営業等の事業譲渡に関する手続きが変わります

2023(令和5)年12月13日から、以下の営業を第三者からそのまま譲り受ける場合、譲受人は、新たな許可の申請が不要となり、承継承認の申請または届出で足りることとなります。

- ・旅館業(旅館業法)
- ・興行場営業(興行場法)
- ・浴場業(公衆浴場法)
- ・クリーニング業(クリーニング業法)
- ・理容所営業(理容師法)
- ・美容所営業(美容師法)

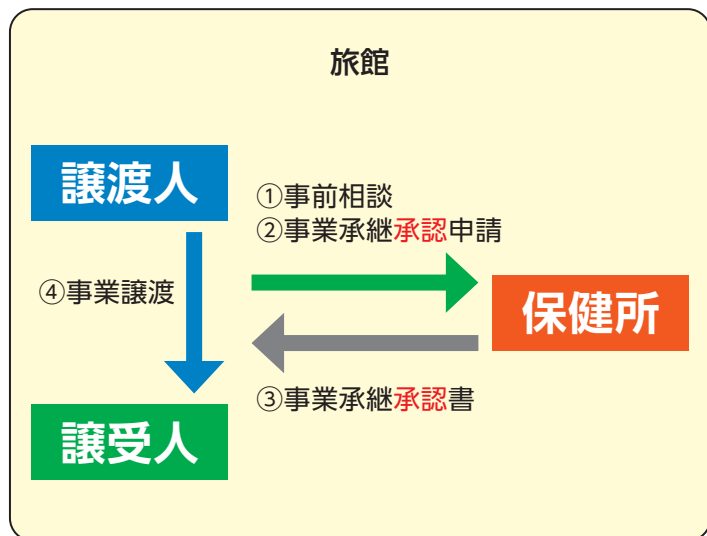
事業譲渡を行うことを検討されている事業者(譲受人又は譲渡人など)は、事前に金沢市保健所衛生指導課環境衛生係までご相談ください。

この時、申請(届出)書類の説明、事業譲渡後の衛生管理や事業の方針等について確認を行います。

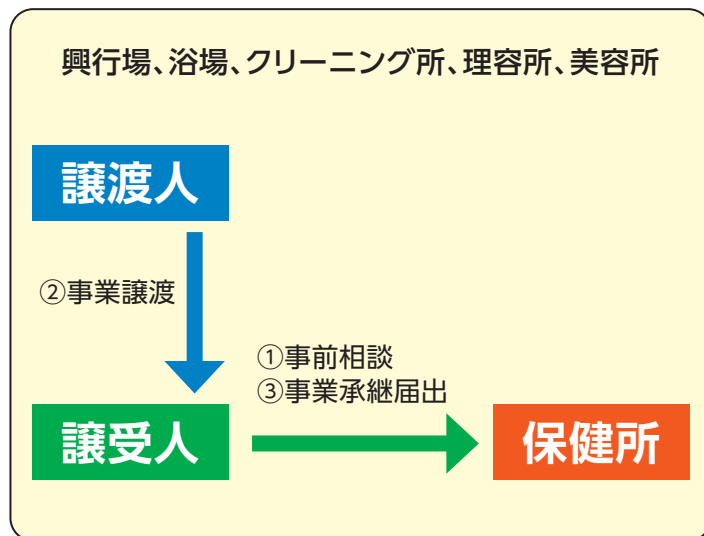
※相談の際は、必ず事前に電話で予約の上、お越しください。

事業譲渡の手続きの手順

〈事業譲渡がなされる前に行う〉



〈事業譲渡がなされた後に行う〉



注意点

○原則として、承継の前後で、許可または届出の内容は、変更されません。

ただし、軽微な変更の際には変更の届出の手続きを一緒に行うことは可能です。

しかし、前営業と同一性が認められない大幅な変更がある場合は、新規と同様の取り扱いになる場合があります。

○事業譲渡の手続きを行った場合は、営業を承継した者の業務の状況について、その地位が承継された日から起算して6か月を経過するまでの間において、少なくとも1回は衛生の基準を満たしているか等、施設の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

生活衛生関係営業等の事業譲渡に関する手続き方法について

○旅館業法

- ・**事業譲渡前**に、承継承認申請書による申請が必要です。
- ・承認申請手数料として7,400円が必要です。

注) 事業譲渡の手続きは、申請後保健所から承認書が交付されるまで完了しません。
また、承認書の交付まで時間を要しますので、**余裕をもったの申請をお願いします。**
→ 譲渡予定日までに承認書が交付されない場合、**許可の取り直し**（新規での許可申請）の手続きとなります。

- ・譲渡完了後に、営業譲渡したことが分かる書類のご提出をお願いします。

必要書類

- ①譲渡人と譲受人の連名の承継承認申請書
 - ②旅館業の譲渡を証する書類（譲渡が完了したことを証する書類ではなく、譲渡契約書の写し等で、当事者による譲渡の意思と譲渡する旨、譲渡の効力発生日が最低限確認できるもの）
 - ③**譲受人**が法人の場合にあっては、**譲受人**の定款又は寄附行為の写し
（事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続きを経た正式のもの）
- ・承継に係る申請書は窓口で配布いたします。

○興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、理容師法、美容師法

- ・事業譲渡後に譲受人からの届出が必要です。（相談は事前に行ってください。）
- ・手数料はかかりません。

必要書類（業種によって様式、添付書類が異なります。）

- ①承継届
- ②事業の譲渡が行われたことを証する書類
…譲渡契約書の写し等のこと。（当事者による譲渡の意思と譲渡した旨が最低限確認できるもの。）
- ③その他の添付書類
 - 【公衆浴場、興行場の手続きの場合】
・**届出者（譲受人）**が法人の場合にあっては、**届出者（譲受人）**の定款又は寄附行為の写し
 - 【理容所、美容所の手続きの場合】
・届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
 - 【クリーニング所の手続きの場合】
・他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、別途書類が必要です。

- ・承継に係る届出書は金沢市のホームページ上でダウンロード可能です。

URL:<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/eiseishidoka/shinseishodownload/kankyo/25515.html>



詳しくは、金沢市ホームページをご覧ください。

URL:<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/eiseishidoka/gyomuannai/1/1/1/25498.html>

【問合せ先】 金沢市保健所 衛生指導課 環境衛生係

〒920-8533 金沢市西念3丁目4番25号 金沢市保健所4階

電話 076-234-5114 FAX 076-220-2518